

事務連絡  
平成 29 年 12 月 4 日

各都道府県消防防災主幹部 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

消防本部において発生したハラスメント等について（情報共有）

消防庁においては、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について」（平成 29 年 7 月 4 日付け消防消第 171 号。以下「次長通知」という。）を发出し、各消防本部でハラスメント等が発生した事案について、消防庁への情報提供をお願いしたところです。

今般、現時点までに情報提供していただいたハラスメント等について、下記のとおり情報共有いたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1 消防本部において発生したハラスメント等

消防本部において発生したハラスメント等について、別添のとおり一覧表として取りまとめました。

ハラスメント等の再発を防止するため、各都道府県におかれては、消防学校教官などの関係職員に、各消防本部におかれては、消防職員に共有するようお願いいたします。

### 2 その他

次長通知及び「消防本部におけるハラスメント等を撲滅するための対応策について」（平成 29 年 7 月 25 日付け事務連絡。以下「7 月 25 日付け事務連絡」という。）においてお願いしたとおり、消防本部においてハラスメント等が発生した場合には、発覚した事案について、7 月 25 日付け事務連絡の別添様式（別添 9）により、都道府県を通じて速やかに消防庁に情報提供するとともに、関係者に対する処分、再発防止措置等についても、決定後、都道府県を通じて

速やかに消防庁に情報提供されるよう、引き続きお願いします。

**【問合せ先】**

消防庁消防救急課

担当：稲木、芥田、谷口

TEL：03-5253-7522

FAX：03-5253-7539

# 消防本部において発生したハラスメント等

平成29年12月1日時点

階級	性別	事件の概要	懲戒処分等
消防司令補	男性	救急訓練中に、心肺停止状態の傷病者に用いる電動式心肺人工蘇生器を後輩職員に対して作動させた。	減給1か月(10分の1)
消防司令補	男性	指示に適切に対応しなかったとして、部下に対し暴行を加えた。	減給1か月(10分の1)
消防司令補	男性	勤務中に市内の消防庁舎内で同僚の女性の体をさわる等のセクハラを行った。	停職6か月 (所属長:戒告)
署長	男性	親睦会で、酒に酔った署長がカラオケ用マイクで部下ら5人の頭をたたき出血させた。	停職1か月
消防士長	男性	部下職員が家族を通じて指導者の指導の問題を申し立てたことに腹を立て、公務外に部下職員を呼び出して執拗な暴言を吐き、手の平や雑誌で数回叩くなど、脅迫、暴行を行った。	停職6か月
①署長 ②消防司令	男性	元署長と消防司令が、親睦会においてジェスチャーで服を脱ぐよう促し、消防士を全裸にさせた。	①停職1か月 ②減給2か月(10分の1)
消防副士長	男性	日常的に暴力行為を行っていた。約2年間、休憩時間中に消防士の腹を殴ったり腰を蹴ったり、消防士の弁当に苦手な卵やマヨネーズなどを複数回混入した。	停職6か月
消防司令補	男性	酒席でのトラブルをきっかけに、消防司令補は訓練中、男性消防士を複数回殴ったり、暴言を浴びせたりした。さらに、約460万円の請求書を作成し、男性消防士に渡した。	停職1か月
①係長 ②主任	男性	市内の居酒屋で、同じ分署の部下をたたいたり高圧的な暴言を浴びせたりした。	①②減給3か月(10分の1)

階級	性別	事件の概要	懲戒処分等
①40歳代消防司令補 ②30歳代消防士長 ③40歳代消防司令補 ④30歳代消防司令補 ⑤30歳代消防士長	男性	男性職員6人が、部下の男性職員4人に対して暴言、暴行などを行っていた。	①停職2か月 ②停職1か月 ③④⑤減給6か月(10分の1) (消防長兼署長、消防次長、副署長:戒告)
消防士長	男性	同僚に対し勤務中に「ばか」とか「死ね」などと人格を否定するような発言を繰り返したり蹴ったりした。 同僚をスナックに呼び出して平手で顔を殴るなどした。	減給6か月(10分の1)
消防司令	男性	部下の女性職員に対して、セクシュアルハラスメント(尻を触る、不適切な言葉をかける等)を行ったもの	停職1か月
消防司令ほか複数名	全て男性	本部内の男性職員13人が数年間にわたってパワハラを行っていたもの	懲戒免職ほか
①消防司令 ②消防司令補	男性	消防司令:部下に暴言繰り返し、上司に対しても怒鳴る等の行為をした。 消防司令補:上司6人や部下に対して暴行や暴言があった。	①②停職2か月
消防士長	男性	「貧しい水泳チームのために寄付をする」と偽って女性から水着をだまし取ろうとした。インターネットのフリーマーケットサイトに出品されたことに気づいて事件が発覚した。詐欺未遂容疑で逮捕された。	停職3か月
消防士長	男性	主要地方道を自動車運転中、渋滞中の車両に追突し、乗車していた相手方に軽傷を負わせた。	戒告
消防副士長	男性	大麻取締法違反容疑で逮捕された。	免職
消防副士長	男性	指導者として所属している市内のスポーツクラブの活動中に、同クラブ員である市内小学校児童(2名)の太ももを蹴り、顔を平手でたたき、うち1名の児童の鼓膜を破る全治2週間の怪我を負わせた。	戒告
消防士	男性	路上において酩酊状態で停車し寝込んでいるところを歩行者が警察通報し、通報を受けた現場警察官に連行された。	減給6か月(10分の1)
消防士	男性	酒気を帯びた状態で普通乗用自動車を運転し、追突事故を起こし4名に傷害を負わせ、負傷者の救護等の必要な措置をせずに逃走し、逮捕された。	免職

階級	性別	事件の概要	懲戒処分等
消防司令補	男性	消防OAシステムに他人のIDとパスワードでアクセスし、業務以外の目的(個人的な興味)で、自治体が保有する個人情報にあたる高齢者世帯名簿を収集していた。また、不正に収集した高齢者世帯名簿を自宅に持ち帰り紛失していた。	停職1か月
①消防士 ②消防士	男性	運転代行を利用し同僚1名と共に帰宅しようとしたが、帰宅途中で運転代行をキャンセルし、自ら自家用車を運転し酒気帯び運転で警察に検挙された。	①運転者: 停職6か月 ②同乗者: 減給2か月(10分の1)
消防副士長	男性	路上で衣服の上から女性の下半身に触れた。	停職2か月
消防士	男性	消防署において、ハンマードリル1本、電動ドリル1本が紛失し調査の結果、消防職員が窃取し、インターネットサイトを利用して売却していたことが判明した。	停職6か月
消防士	男性	酒気帯びの状態(二日酔い)で自家用車を運転中、倉庫に衝突する事故を起こし、同乗者に怪我を負わせた。	免職
消防副士長	男性	課員から聴取した食費の一部、約6万円を数回にわたって横領し、パチンコ代などの遊興費に費やした。	停職3か月
消防士	男性	飲酒後に路上において飲食店2軒の看板を損壊し、警察から事情聴取を受けた。	停職1か月
消防士	男性	高校時代の同級生数名と飲酒を行い、酒気を帯びた状態で普通乗用車を運転し、道路左側の会社建物外壁に衝突し、道路交通法違反(酒気帯び運転)で現行犯逮捕された。	免職
消防司令	男性	酒気を帯びた状態で普通乗用車を運転した疑いで現行犯逮捕された。	降任(分限処分) 停職6か月(懲戒処分) (消防長: 戒告)
①消防士 ②消防副士長	①男性 ②男性	正当な理由なく無届欠勤を行った。	①②減給4か月(100分の20)
消防副士長	男性	アダルトビデオに出演し、報酬を得ていた。	停職6か月

階級	性別	事件の概要	懲戒処分等
消防士	男性	飲酒した後、酒気を帯びたまま他人の普通貨物自動車を運転し、警察によるアルコール検査を受けた際、基準を上回るアルコール量が検出され、道路交通法違反の疑いで逮捕された。	停職5か月
消防士長	男性	公益通報外部窓口に公益通報があったため、調査を行ったところ、職員の非違行為を確認した。	停職6か月
消防士	男性	酒気を帯びた状態で普通乗用車を運転した疑いで検挙された。	停職7か月 (消防長、次長兼総務課長、消防署長:減給1か月(100分の10)) (警防課長、予防課長:戒告)
消防司令補	男性	救急講習修了時に参加していた関係者に対し、業務に不必要な携帯番号を聞き出し、約2週間の間に渡り不適切な内容のSNSを送信し、相手に不快感、恐怖感及び不信感を与えた。	減給1か月(10分の1)
消防士長	男性	部下の消防副士長に対し、職場内において指導と称した体罰、暴言を繰り返し、また、職場外においても遊興費等の支払を強要した。	停職6か月
消防司令補	男性	パチンコ店において、女性店員の下着を撮影する目的で、撮影機能のある携帯電話機を女性店員のスカートの下に差し入れ、卑猥な言動を行った。	免職
消防司令補	男性	自動二輪車を運転中、法定速度40km/hのところ、86km/hで走行し、46km/h速度超過で取り締まりを受け、速度超過の道路交通法違反に処された。	戒告
消防司令	男性	軽4輪で通勤途上に、警ら中のパトカーに停止を命じられ、アルコール検査を実施された結果、呼気1リットル中0.19ミリグラムのアルコールが検出され、酒気帯び運転の容疑により、現行犯逮捕された。	停職9か月 (消防長:戒告)
非公表	男性	バーで飲酒后、泥酔し、介抱していた従業員及び客に軽傷を負わせ、店のグラスを割るなどの損害を与えた。	停職1か月
消防士	男性	自家用車で走行中、固定式速度違反自動取締装置により測定および写真撮影され、後日、高速国道本線車道法定最高速度違反(50km/h超過)により検挙された。	減給3か月